

厚木市セーフシティ推進条例制定及びセーフシティあつぎ

推進基本計画策定に係る意見交換会について

意見交換会の名称	厚木市セーフシティ推進条例制定及びセーフシティあつぎ推進基本計画策定に係る意見交換会	
開催日時	令和8年2月2日(月)午後6時から6時40分まで	
開催場所	市役所第二庁舎 16階会議室	
参加者数	12人	
担当課	くらし交通安全課	
結果公開日	令和8年2月12日(木)	
会議の経過	1 開会 2 部長挨拶 3 条例制定及び計画策定の概要説明 4 意見交換 5 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	セーフコミュニティ国際認証を継続する自治体は、17自治体から10自治体に減少したと説明があったが、その主な要因はどのようなものか。	セーフコミュニティの取組は、これまで世界保健機関(WHO)が推奨する国際認証制度として位置づけられておりましたが、平成27年以降は、WHOとの関係性の裏付けがなくなり、関係が希薄になったこと、また、認証を取得するに当たり、海外の審査員が必要となるなどの費用面の負担が、減少した要因と考えられます。
2	国際認証は継続しないものの、都市全体で安心安全なまちづくりを行うとはどのようなことか。	市として、これまでの市民協働及びデータに基づくPDCAサイクルを活用した取組を継承しつつ、市民の皆様や行政に加え、関係団体等と連携することにより、さらに発展した形で取組を進めていくことを考えています。

3	<p>重点分野の説明で、4つの分野の紹介があり、条例ではなく、基本計画で定めると理解したが、条例では、強い強制力のあるものではなく、概念、基本理念を定めるということか。</p>	<p>今後の社会情勢で課題は変化していくため、重点分野については、柔軟に対応ができるよう、条例では、市民の皆様の安心安全といった大きな枠で捉え、基本計画において具体的に定めていきます。</p> <p>また、この条例は、理念条例として、目指すべき方向性を示すものであり、それを具現化し推進していくため、基本計画を策定するものです。</p>
4	<p>市の責務に、地域の特性を生かした取組の推進とあるが、地域によって課題は違う。これは市全体の課題という認識でよいか。また、地域ごとの課題についても基本計画において定められるのか。</p>	<p>中心市街地には繁華街があるなど、地域によって課題は様々であると認識しています。基本計画における地域課題に応じた具体的な取組方針の記載については今後検討していくこととなりますが、市としては、各地区に安心・安全なまち会議を設置し、地域の特色や課題に応じた取組を支援していきます。</p>